

## 鳥取市漁業経営開始円滑化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市漁業経営開始円滑化事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新規漁業就業者が漁業経営を開始する際の経営基盤整備の負担を軽減することにより、新規就業者の円滑な確保を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第2項に掲げる者に対して行う同表第1項に掲げる事業とする。

### (補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を行う漁業協同組合とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する別表の第3項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に、同表の第4項に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、事業計画書（様式第1号）及び収支予算書（様式第2号）とする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

### (交付決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 補助対象事業の完了予定日の属する年度の末日

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、事業報告書(様式第1号)及び収支決算書(様式第2号)とする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(営漁報告)

第11条 補助対象事業により漁業経営を開始した者は、鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、事業完了後5年間、毎年3月末日までに市長に対して営漁報告を行うものとする。

(財産の処分の承認等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得した規則第16条に規定する財産について、財産の処分をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 規則第16条第5号の市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の漁船及び漁労用機器等
- (2) その他交付目的を達するため、処分を制限する必要があると認められるもの

(財産処分による補助金の返還)

第13条 市長は、規則第16条ただし書の規定により市長が別に定める期間内に、市長の承認を得ないで補助事業者が補助対象事業によって取得した財産の処分を行った場合において、財産の取得から経過した月数（1か月に満たない日数があるときはこれを切り上げた月数）をもとに定額法で算出した未償却残額に相当する本補助金の額の返還を、補助事業者に対し、期限を定めて命ずるものとする。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、規則第16条ただし書の規定により市長が別に定める期間内に、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 次に掲げる者にあつては、第5条に掲げる補助率については、なお従前の例による。(2分の1を3分の2に読み替える。)

(1) 平成26年3月31日までに、鳥取県漁業担い手育成事業実施要領により、当該事業研修対象者として認定された者。

(2) 平成26年3月31日までに、国の新規漁業就業者総合支援事業により、当該事業研修対象者として認定されたもの。

附 則

この改正は、平成29年5月12日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

<p>1 補助事業 の内容</p>	<p>新規就業者が新規就業期間に必要な漁船（新船又は5年以上の耐用証明付きの中古船）、漁労用機器、漁具（以下「漁船等」という。）を漁業協同組合が整備し、次の方法及び条件により貸与する。</p> <p>1 貸与の方法 漁業協同組合は、様式第3号による営漁計画の達成に必要な漁船等を整備し、貸与対象者と契約を締結して、当該漁船等を貸与するものとする。</p> <p>2 貸与の条件 貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間は、貸与対象者の営漁計画、支払能力等を勘案し、3年以上15年以内の範囲で設定するものとする。ただし、中古船の場合は、耐用期間内に設定するものとする。</p> <p>(2) 賃貸料は、漁業協同組合の負担額を基礎として設定するものとする。</p> <p>(3) 漁業協同組合は、上記(1)及び(2)の規定により定めた貸与の条件について、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められたときは、貸与対象者の営漁計画、支払能力等を再度勘案し、貸与の条件を変更することができるものとする。ただし、その場合においても、貸与の条件は上記(1)及び(2)の範囲内で設定するものとする。</p>								
<p>2 貸与対象者</p>	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <p>1 新規に漁業の経営を開始しようとする者。ただし、沿岸漁業に従事した経験がある場合は、1年につき90日以上沿岸漁業に従事した年数が通算して5年以内の者とする。</p> <p>2 漁業経営開始時点の年齢（以下「漁業開始年齢」という。）が18歳以上65歳未満の者。ただし、貸与対象者が国又は県が行う漁業研修事業を受けたことがあるときは、研修開始時点の年齢（以下「研修開始年齢」という。）が65歳未満の者とする。</p> <p>3 1年間に90日以上操業する漁業の専業経営を計画し、その年間の営漁計画が健全で、これの達成が確実であると見込まれる者。</p> <p>4 親等の経営基盤の承継を受けない者、若しくは、親族等の経営規模を拡大し、漁業経営を開始する者。</p>								
<p>3 補助対象経費 及び上限額</p>	<table border="1" data-bbox="475 1608 1390 1809"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td colspan="2">漁船等の整備に要する経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助対象経費 上限額</td> <td>(1) 漁業開始年齢又は研修開始年齢が50歳未満の者</td> <td>30,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外の者</td> <td>3,000千円</td> </tr> </table> <p>ただし、100千円未満の漁船等については補助対象外とする。</p> <p>なお、(1)の経費については、漁業経営開始後3年を経過するまでの間に2回まで利用できるものとする。ただし、貸与対象者が2回利用する際の合計金額は上記補助対象経費の上限額以内とする。</p>	補助対象経費	漁船等の整備に要する経費		補助対象経費 上限額	(1) 漁業開始年齢又は研修開始年齢が50歳未満の者	30,000千円	(2) 上記以外の者	3,000千円
補助対象経費	漁船等の整備に要する経費								
補助対象経費 上限額	(1) 漁業開始年齢又は研修開始年齢が50歳未満の者	30,000千円							
	(2) 上記以外の者	3,000千円							
<p>4 補助率</p>	<p>2/3</p>								